

特別代理人選任の申立てについて (遺産分割協議)

大阪家庭裁判所

1 概要

- (1) 遺産分割において、被後見人と後見人が共同相続人として遺産分割協議をする場合など、被後見人と後見人間の利益相反行為については、後見人に代わって、裁判所が選任した別の人（特別代理人）が被後見人を代理します。
- (2) **申立権者** 後見人，利害関係人

2 申立てに当たり必要なもの

- (1) **申立書**
- (2) **収入印紙** 800円分
- (3) **郵便切手** 980円分
(内訳：82円×10枚，50円×2枚，10円×6枚)
- (4) 本人の戸籍や住所に変更がある場合
本人の戸籍謄本，住民票
- (5) 申立人の戸籍謄本
(申立人が後見人の場合は，戸籍に変更があるときのみ必要)
- (6) **特別代理人候補者の戸籍謄本 ※1**
(外国籍の方，専門家（弁護士，司法書士，税理士など）の場合は不要)
- (7) **特別代理人候補者の住民票 ※1**
(本籍表示のあるもの。外国籍の方は，国籍表示のあるもの)
- (8) **遺産分割協議書（案）**
- (9) **相続財産の資料 ※2**
不動産登記簿謄本，固定資産税評価証明書，通帳の写し など
- (10) **被相続人の死亡がわかる資料**（死亡診断書のコピーまたは戸籍の除籍謄本）
- (11) **（候補者が専門家（弁護士，司法書士，税理士など）の場合）**
住所表示に関する上申書

※1 候補者について，裁判所の選任する第三者を希望する場合は不要です。

※2 すでに裁判所に提出している場合は不要です。

3 申立ての手続

上記2の必要書類が整いましたら，後見係まで郵送にて申立てをしてください。

4 申立後の手続

- (1) 裁判所から特別代理人候補者等に対し，「照会書」を送付します。
- (2) 提出された申立書類及び上記照会に対する回答に基づいて，裁判官が審理します。場合によっては，裁判所に来庁してもらい，事情をより詳しく伺うこともあります。
- (3) 審理結果は，審判書謄本を郵送する方法によりお知らせします。